

国民健康保険の被保険者の皆さんへ

国保年金課 保険給付担当
 ☎ 0545(55)2751 FAX 0545(51)2521
 📧 ho-kokuhho@div.city.fuji.shizuoka.jp

国民健康保険資格確認書等の更新

マイナ保険証を

① 利用登録している人

有

「資格情報のお知らせ」が届きます。
 ※変更がない人は、届きません。令和6年12月2日以降、「資格情報のお知らせ」の交付を受けている70歳未満の人は、記載内容に変更がない限り、「資格情報のお知らせ」は送付されません。

マイナ保険証を

② 利用登録していない人

無

③ 利用していたが、マイナンバーカードやマイナンバーカードの電子証明書の期限が切れた人
 ④ 利用登録していたが解除した人
 「資格確認書」が届きます。

マイナ保険証の有無によって、届く書類が変わります。

？ 「資格情報のお知らせ」とは

医療機関の窓口の機器不良などでマイナ保険証が読み取れない場合に、マイナンバーカードと一緒に提示すると、保険資格の確認ができます。

用紙の右下にある点線部分で切り取り、マイナンバーカードと一緒に保管・携帯してください。

※「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関などで保険診療を受けることはできません。医療機関などを受診する際には、必ずマイナンバーカードを持参してください。

？ 「資格確認書」とは

医療機関等で保険診療を受ける際に提示する、保険資格を証明するための書類です。
 従来の健康保険証と同様に、医療機関などの窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。



▲資格情報のお知らせ



▲資格確認書



▲詳しくはこちら

【自己負担限度額早見表（令和8年8月診療分から）】

▶70歳未満

所得区分	3回目まで	4回目以降	年間上限
ア	27万300円+ (医療費-90万1,000円) × 1%	14万 100円	168万円
イ	17万9,100円+ (医療費-59万7,000円) × 1%	9万3,000円	111万円
ウ	8万5,800円+ (医療費-28万6,000円) × 1%	4万4,400円	53万円
エ	6万1,500円	4万4,400円	53万円
オ	3万6,900円	2万4,600円	29万円

▶70歳以上75歳未満

所得区分	外来+入院			年間上限
	外来特例	3回目まで	4回目以降	
現役並みⅢ	27万300円+ (医療費-90万1,000円) × 1%	14万 100円	14万 100円	168万円
現役並みⅡ	17万9,100円+ (医療費-59万7,000円) × 1%	9万3,000円	9万3,000円	111万円
現役並みⅠ	8万5,800円+ (医療費-28万6,000円) × 1%	4万4,400円	4万4,400円	53万円
一般	2万2,000円	6万1,500円	4万4,400円	53万円
低Ⅱ	1万1,000円	2万5,700円	2万4,600円	29万円
低Ⅰ	8,000円	1万5,700円	2万4,600円	18万円

※早見表の見方など、詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。

見直し内容

① 高額療養費の算定に必要な自己負担限度額の上限が、一律で約7パーセント引き上げられます。
 ② 月額の自己負担限度額とは別に、新たに年間上限額が新設されます。年間の自己負担額が年間上限を超えた場合、超えた金額を高額療養費として支給します。

高額療養費制度の見直し

高額療養費制度を将来にわたって堅持していくために、次のように見直しされる見込みです。



▲詳しくはこちら